

海津木苑運営委員会（平成29年度4月期） 会議録

1. 日時； 平成29年4月14日（金）15時00分 開会
2. 場所； 古賀市海津木苑 会議室

3. 出席委員（13名）

委員長 結城 弘明	副委員長 清原 留夫
委員 智原 和子	委員 簗原 弘二
委員 奴間 健司	委員 田中 英輔
委員 安武 正一	委員 三好 収
委員 池見 直喜	委員 森 里子
委員 横田 昌宏	委員 松尾 佳久
委員 小山 貴史	

4. 欠席委員（矢部委員）

5. 傍聴者数（1名）

6. 事務局出席職員職氏名

市民部長	野村 哲也	環境課長	智原 英樹
海津木苑場長	伊東 孝廣	海津木苑係長	吉田 義昭
海津木苑職員	国本 勝喜		

概要

15:00 開会

1. 古賀市あいさつ
2. 委嘱書交付（下水道課小山貴史課長）
3. 事務局自己紹介（人事異動に伴う職員）
4. 委員長あいさつ
5. 協議事項及び報告
 - ① 会議録について 資料.1（事務局より説明）
 - イ. 2月期会議録
 - ロ. 4月期会議録署名（結城委員長・清原副委員長）
 【質疑・意見】 なし
 - ② 海津木苑運営に関する実施状況 資料.2（事務局より説明）
 - イ.平成29年2月及び3月の処理状況について

ロ.平成28年度の処理状況及び維持管理費について

【質疑】

委員 : 前年度と比べると処理量は若干減っているが、処理費用合計については、随分減っているのはなぜか。

【答弁】

海津木苑 : 極端に金額が下がっている項目が電力料と薬品使用料でございます。電力料が240万円程下がった。理由として、昨年度12月に電力会社を切替えた。もう一つの理由として、施設の省エネ運転により料金が下がった。薬品使用料については、水処理用薬品等適正に注入し約220万円下がっている。

③ 海津木苑臭気測定結果について 資料.3-1 資料.3-2 (事務局より説明)

・第3回臭気測定実施日(3月1日(水))

【質疑・意見】 なし

④ 海津木苑施設等啓発について (事務局より説明)

イ. 新転任者学校管理職施設研修・見学(予定) 4月20日(木)

ロ. 海津木苑啓発冊子について 別紙

【質疑】

委員 : 前回の運営委員会で申した、配布部数が足りない対策はされたのか。

【答弁】

海津木苑 : 12月期の委員会で配布リストを資料添付しております。冊子の不足について今後増刷するか、今年度1,000部で検証したい。

【質疑】

委員 : 前回の意見は繁栄されず1,000部のままいくという認識でいいのか

【説明】

環境課長 : 当初予定作成部数は、1,000部であるが同時にホームページに掲載している。

【質疑】

委員 : 鹿部集会所2階に児童センターが開設されるが、専任される職員へ海津木苑に関する啓発もされるのか。就学前教育について、同じ地域にある日吉こども園職員に対してなぜ研修がないのか。啓発の広がりが無いと思う。

【答弁】

海津木苑 : 児童センター職員については、現在人権問題、同和問題等、について隣保館・場長 青少年育成課で年度初めに研修がされると聞いている。日吉こども園につい

ては、担当課と相談させていただき職員の研修（海津木苑の排育）については、子育て支援課の判断・考えを聞き海津木苑へ依頼があれば研修をおこないたい。

[意見・補足]

委員 : 海津木苑施設の管理運営が主ではあるが、同時に人権啓発の取組のアクションを海津木苑より発信していただき、少しでも前進しないと啓発については進んでいかないと思う。

[参考意見]

委員 : 高齢者の施設を経営しており、地域密着型で古賀市が認可をした施設では、必ず人権学習・研修については位置づけられている。

⑤ 平成28年度施設整備状況及び平成29年度施設整備計画について 資料.4 (事務局より説明)

[質疑]

副委員長 : 平成28年度は、13機種の整備工事をしているが、平成29年度は6機種の整備工事で昨年度の半分でありなぜか

[答弁]

海津木苑 係長 : 整備工事については、施設の使用期限である平成34年度までの整備計画を立てており、各年度に施工する機種数については違いがある。

[質疑]

副委員長 : 使用期限まで6年あるが、使用期限までの各年度に施工する年次計画（機種数）を出していただきたい。

[答弁]

市民部長 : 34年度までを見据え、施設を安定的・安全に使うために計画的に施工し、基本的に多数の施設設備があり、機器の耐用年数5年で交換する機種、3年で交換する機種年度によって違い、計画に沿って基本的に施工しており年度間にばらつきがある。整備計画は作成しており件数については、報告できると考えている。

[意見]

副委員長 : 次回、年次計画の資料を出せるならお願いしたい。

[答弁]

市民部長 : 整備計画については、次回の運営委員会においてお示ししたい。突発的な故障発生については、それに備えた予算を計上しており対応していく。

[意見]

委員 : 3年から5年で整備する周期が多いので、今後5年間の整備計画を、運営委員会年度初めに資料として付けていただき、次回委員会において資料をお願いしたい。

[答弁]

市民部長 : ご指摘を踏まえそのようにさせていただきたい。

[意見]

委員 : 29年度の整備工事の計画を教えてください。

[答弁]

海津木苑 場長 : 6機種の整備工事については、12月までには完了したいと考えている。入札については、6月～7月に行い年内には完了するよう進めている。

[意見]

委員 : 年次工事計画表の資料提示ができればお願いをしたい。

6. その他

[報告]

環境課長 : 海津木苑将来構想について、2月期運営委員会以降の経過報告をさせていただきます。3月7日に市民建産委員会において報告書、他市の施設を参考に検討した結果を報告しました。

内容につきましては、前回の海津木苑運営委員会で、お話をさせていただいた内容を、資料にまとめ報告をしている。また、3月18日には、地元鹿部区の役員会に協定者である支部長や地元議員に出席をいただき報告をおこなっている。

今年度につきましても、建設経緯を踏まえ、これまでの啓発の成果を損なうことがない施設になるよう、継続的に地元協議をおこない、運営委員会においても貴重なご意見をいただきたいと思いますと考えている。

[質疑]

委員 : 将来構想については、大事なテーマであり項目を起こして口頭報告でよいのでお願いしたい。

会議録5ページにバイオマスについては、3月に報告書がでるのか。の質疑で、環境課長から3月中旬に出ると言っているが、その後の経過について報告願いたい。

[答弁]

環境課長 : バイオマスの報告書については、3月中旬に完成し環境省の補助を受けおこなっており環境省へ提出している。

現在報告書につきましては、内容の精査に入っている。報告書については、実証実験を中心とする実際にどのような数値がでるのか技術的な面については、一定度

可能性が報告書に出ている。今後、報告書を基に今年度詰めていく作業に入る。

[質疑]

委員 : 報告書がでるのかという質問に対して、3月中旬に出ると答え、どのようにでるかこの委員会にでるのかという意味合いがある。報告書の提出はいつになるのか。

[答弁]

環境課長 : 3月中旬に出ると答弁したのは、報告書が完成するという意味で答弁した。ここに出すという意味ではありません。バイオマスの報告書の提出については、内部でも検討させていただきたい即答はできません。

[意見]

委員 : 今回の報告書は、古賀市の予算を使い本来3月末までに成果物というものは、出さないといけない。

成果物としては、国へ提出しておりそのところは、政治的な判断や配慮が必要であることは理解した。

[質疑]

副委員長 : 市民部長4月の異動でこられ、平成21年から古賀市の副市長として就任され3年で県へ戻られ、昨年、古賀市の職員に就任されて福祉課で1年間勤めてこられた。

海津木苑も地元と協定して34年が過ぎ、将来構想も大詰めを迎え一つは、この施設をどうするのか、今までの予定で行くと29年度に見通しを出す方向で、今日まで協議をした。

海津木苑に関わる決意等市民部長よりお聞きしたい。二つめは、啓発について海津木苑だけではないと思いますが、市民部長は人権センターも管轄しているということもありますので、併せて考え等お聞きしたい。

[答弁]

市民部長 : 海津木苑の将来構想については内部でも検討し、この委員会、あるいは地元の皆様と協議をさせていただいていることは、重々引き継ぎを受けている。

スケジュール的には、29年度中には、一定の結論を得るということで確認もしている。

地元協議も必要でございますので、また協議が合意しないと無理に今年度中に結論を出すということにはならない。

我々としては、そこをゴールとめざして取り組んでいく思いは持っている。2点めの、人権センターを所管するところで、啓発を含めた人権施策の推進についてどう考えているのかというところで、古賀市で3年間勤め、県に戻り新たに昨年度からということで、県にいる時も人権についていろいろ研修も受けている。

古賀市に21年度から3年間、県にいては、知ることが出来なかった生の声を含め、いろんな差別の事象についても直接肌で感じる事が出来た。県に戻り、人権の視点

を据えて取り組むことを意識しながら業務を遂行してまいりました。

昨年度、部落差別解消推進法が成立し、改めて部落差別は、社会悪であるという理念を柱とした法律が成立した歴史的な年であったと思っている。

それを踏まえて、地方公共団体の責務ということで、地域の実情に応じた施策の実施・相談体制の充実あるいは、教育及び啓発の推進が明記されている。

古賀市では、平成 19 年 5 月に古賀市人権施策基本指針を定め、これを憲法的なものとして位置づけ、各部署が全庁的に取り組みを一丸となって実施する。

[意見]

副委員長 : 簡単には、同和問題をはじめ海津木苑の問題は、解決しないと思う。海津木苑が出来た経緯、同和対策事業特別措置法が昭和 45 年に法律が施行され、同時期に高田にあった処理施設より公害を出し差別事件を起こし、その後撤去運動等論議をしたそのことを知っている方は、支部の方を除いて市職員ではない。

そのような状況で撤去し、鹿部に受け入れた、条件として啓発を進めていくことを、部長は理解しているかと思いますが、もう一度そのような経緯を担当者として学んでいただき、今後の将来構想に向けて海津木苑をどうするのか考えていただきたい。

[答弁]

市民部長 : 海津木苑建設については、地元との連日の議論の中でご理解いただき設置した経過があり、もう一度隅から隅まで学ばせていただき、理解をしたうえで将来構想に携わっていききたい。

私の職務といたしましては、職員、任期付き職員等へしっかり理解していただき、それぞれの職員が市民と接する時にいろんな機会を通じて啓発をしていくことが必要である。

[質疑]

副委員長 : 海津木苑協定書の中に、同和問題解消に向けて取り組む事が、当時我々の先輩、当時の市の執行部と同意をして、施設運営、更には啓発もしっかり取り組んでいくことが協定書の趣旨である。

今後も、地元区長ともしっかり話しをしていただき、最善の将来構想及び啓発も含めて取り組んでいただきたいが如何か。

[答弁]

市民部長 : 差別の解消は行政の責務であり、特別対策より一般対策へ移行しているが、なお、差別は残っている。差別は人がつくり出したものであり、いつかは人の手によって無くすことができると思っている。

海津木苑の在り方につきましては、地元との協議を大事にしながら行なっていきたい。

[意見]

副委員長 : 平成 24 年に隣保館を移設して、啓発・同和問題解決に取り組むということで、地元としても了解した。今年度 4 月から巡回バス走行をやめており、啓発の視点からすると了承しがたい。海津木苑の啓発に関連することであり、あらためて論議したい。

16 : 25 閉会

※ 次回の運営委員会は、6 月を予定しております。

以上

この会議録が正確であることを証明するため会議録署名人次に署名捺印する。

平成 29 年 月 日

委員長

印

委員長の指名する

出席委員

印